

6月30日期末・勤勉手当支給 -標準評価「A」でもボーナス減額-

本日6月30日、夏のボーナス(期末・勤勉手当)が現行条例通り支給されます。ボーナスは、給料月額×2.25月(再任用は1.175月)分ですが、・・・勤勉手当の一部(0.03月分と扶養手当分)は全員から「ピンハネ」され、その分が上位評価者(S・SS)に上積みされます。

| (期末手当) | (勤勉手当) | |
|----------------|----------------|-----------|
| 扶養手当 | 扶養手当 | |
| 地域手当(11.8%) | 地域手当(11.8%) | ピンハネ |
| 給料月額+教職調整額(4%) | 給料月額+教職調整額(4%) | |
| ← 1.3月 → | ← 0.95月 → | ← 0.03月 → |
| ← 2.25月 → | | |

※本来全員に支給されていた太枠部分のうち、勤勉手当の網掛け部分が除かれ、これを「原資」に、上位評価者に加算されます。

「上位評価」者が年々減少し、ボーナス支給格差が拡大

府教委は6月15日、「評価・育成システム」の2019年度評価結果分布を公表しました。

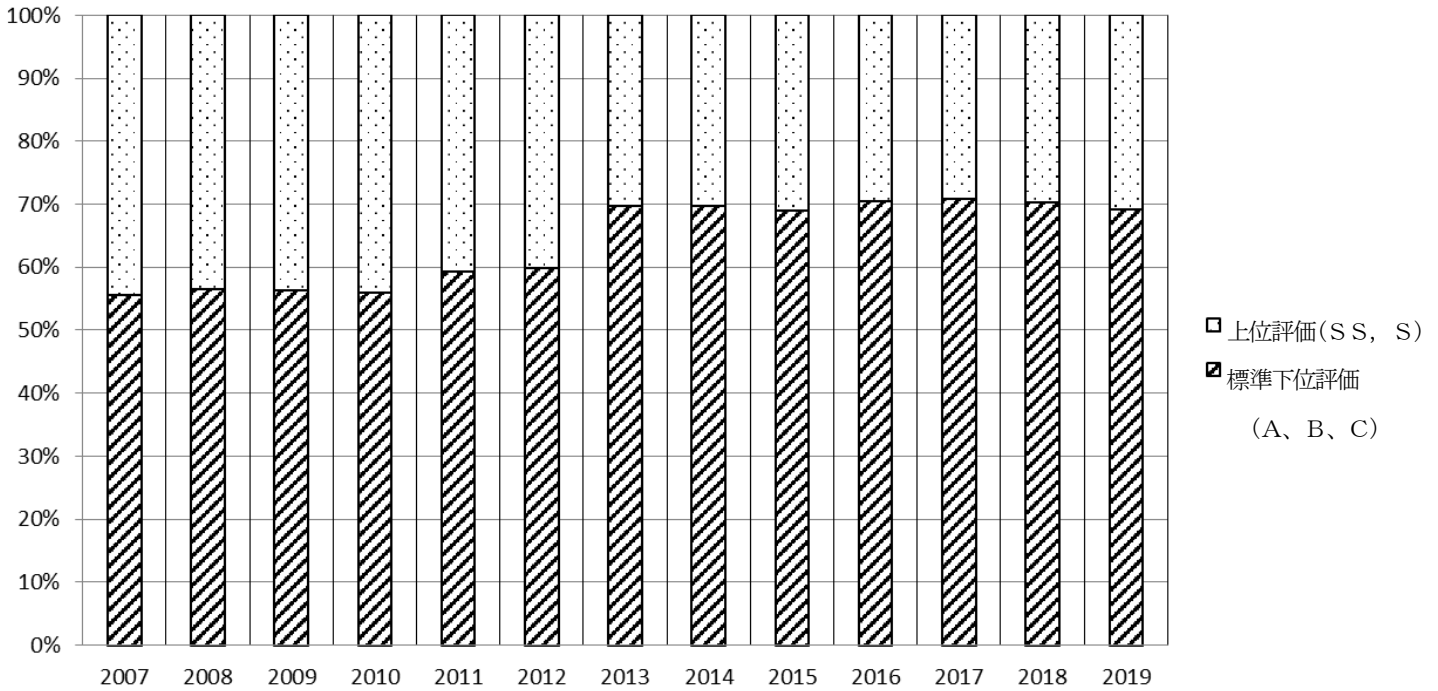
システムが始まってからの13年間で、「上位評価(S以上)」は2007年の44.4%から2019年度には30.8%にまで減少しています(2面のグラフ参照)。

全員から「ピンハネ」した分が「上位評価者」に加算されるため、支給されるボーナス額の格差がどんどん広がっています。今回の支給では、「評価」が「SS+」と「C」との間では、55歳教諭モデルで24万円の格差があります。

府労組連・夏季闘争の到達、夏のボーナス満額支給!

6月17日の対府交渉において、「条例通り支給」の回答を得た結果、今季のボーナスが満額支給されることになりました。コロナ禍や災害対応の中でも良質で安定した教育・行政サービスを提供するには公務労働者の勤務条件改善や賃金の保障が必要です。府高教は、引き続き、生活を守るとりくみ、交渉に全力をあげます。

◆「総合評価」結果分布（府立学校）



「評価・育成システム」を撤回し、差別支給を中止せよ

2017年に実施された府教委による職員アンケートでも7割の教職員が「意欲・資質の向上にも、学校の活性化にもつながらない」と答えています。「標準」の「A」評価でもボーナスが減額され、「がんばった人が報われる」制度でもありません。「評価・育成システム」は撤廃し、「評価」の賃金への反映も今すぐやめるべきです。

非常勤教職員に一時金（1.3か月分）が支給

すべての非常勤教職員に一時金を支給せよ！

今年度から、条件を満たす非常勤教職員についても一時金が支給されます。しかし、「週平均15.5時間以上の勤務」や任用期間など、支給条件が複雑であり、条件を満たすことが難しくなっています。非常勤教職員への一時金支給は一定の前進ですが、引き続き、非常勤教職員の待遇改善、すべての非常勤教職員に一時金支給を実現のため、交渉に全力をあげます。

— おかしいことはおかしいと声を上げ、力をあわせて要求を実現しましょう！ —
すべての教職員みなさんに、府高教への加入を呼びかけます。

府高教情報はこちら



府高教加入はコチラ

